

6 障がい福祉サービス

〔1〕 障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス

平成25年4月の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) 及び児童福祉法の一部改正により、新しい制度の全体像は、自立支援給付・児童福祉法による給付(全国一律の制度)と地域生活支援事業(都道府県・市町村ごとの制度)で構成されます。

自立支援給付	
介護給付 ・居宅介護(ホームヘルプ) ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障がい者等包括支援 ・短期入所(ショートステイ) ・療養介護 ・生活介護 ・施設入所支援	訓練等給付 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・就労定着支援 ・共同生活援助(グループホーム) ・自立生活援助
	自立支援医療 ・更生医療 ・育成医療 ・精神通院医療
計画相談支援給付費	補装具
地域相談支援給付費	療養介護医療費

児童福祉法による給付	
障害児通所給付費	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援
高額障害児通所給付費	障害児入所給付費
高額障害児入所給付費	障害児相談支援給付費

地域生活支援事業	
相談支援	地域活動支援センター
日常生活用具の給付または貸付	成年後見制度利用支援
移動支援	その他の日常生活又は社会生活支援
コミュニケーション支援	障がい者自動車改造助成

〔２〕 介護給付・訓練等給付・障害児通所給付費

（１）事業の名称・内容等

サービスの種類		サービスの概要
計画相談支援		障がい福祉サービスを利用する際に必要となる「サービス等利用計画案」の作成や、事業所等との連絡調整、必要な支援を適切に利用できているかの確認評価を行います。
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事、通院等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。(18歳未満の児童も利用可能な場合あり)
	重度訪問介護	重度の障がいにより常に介護を必要とする人を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴、排せつ、食事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や、外出時の移動支援等を総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行います。(18歳未満の児童も利用可能な場合あり)
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより判断能力が制限されている人が行動する際、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援を行います。(18歳未満の児童も利用可能な場合あり)
	重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	障がいのある人を介護している家族が、病気や出産その他の事情により介護を行えない場合、障がいのある人が一時的に施設へ入所することで、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を受けることができます。(18歳未満の児童も利用可能な場合あり) ※ 施設利用中は食費・日用品費等の負担が必要です。
	療養介護	医療と常時の介護が必要な人に、施設・病院などで、日中において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に対し、主に日中、施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会の提供を行います。
	施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 [機能訓練・生活訓練]	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。
	就労継続支援 [A型・B型]	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上を図るための訓練を行います。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労継続支援または、就労移行支援を利用して一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労をきっかけに生じた金銭管理や体調管理など生活面の課題解消に向けた相談や関係機関との連絡調整を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居(グループホーム)で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設や共同生活援助を利用していた障がいのある人のうち、1人暮らしを希望する人等に対し、定期訪問による生活状況の確認や関係機関との連絡調整、利用者の要請に応じた電話、メールなどでの助言等を行います。

※上記と同様のサービスが介護保険から受けられる場合は、介護保険サービスが優先されます。

障 害 児 通 所 給 付 費	障害児相談支援	障がい福祉サービスを利用する際に必要となる「サービス等利用計画案」の作成や、事業所等との連絡調整、必要な支援を適切に利用できているかの確認評価を行います。
	児童発達支援	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校教育法に規定している学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい又はこれに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	障がいのある児童が所属する保育所や学校等の集団生活を営む施設を療育の専門家が訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な援助や助言を行います。

(2) 障がい支援区分と利用できる介護給付の関係

障がい支援区分とは、介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分6の方が必要度が高い)です。

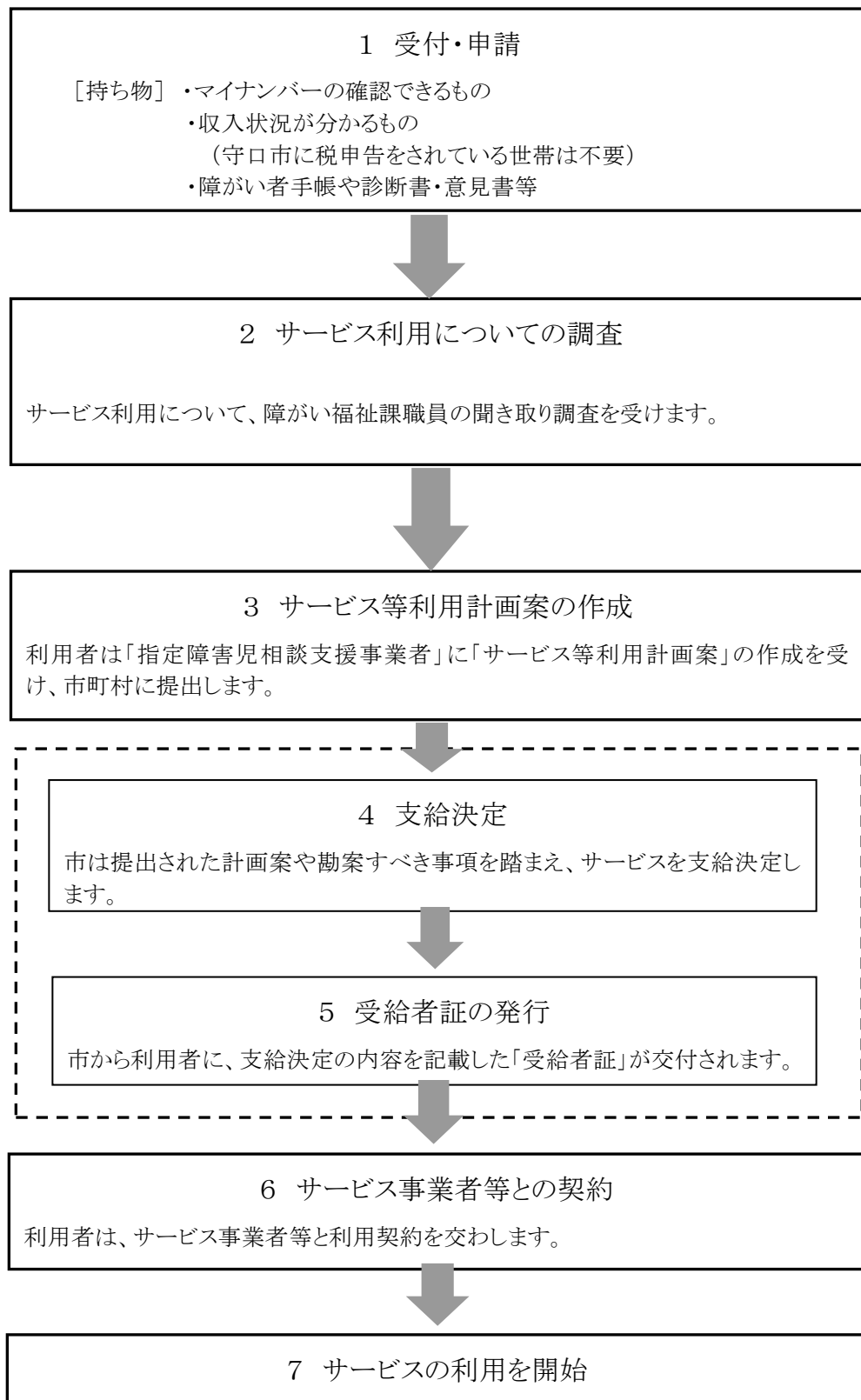
障がいの状況や介護の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう導入されました。利用者が18歳以上の場合、障がい支援区分と利用できる介護給付サービスの関係は、次のとおりです。

区分 サービス	非 該当	区 分 1	区 分 2	区 分 3	区 分 4	区 分 5	区 分 6	備 考
居宅介護								身体介護を伴う通院介助は区分2から
重度訪問介護								【身体障がいのある人】 二肢以上に麻痺があり、認定項目のうち歩行・移乗・排尿・排便がいずれも「支援が不要」以外の人 【知的・精神障がいのある人】 認定項目のうち行動関連項目等12項目の合計が10点以上のとき
同行援護 ※視覚障がい者のみ								同行援護のアセスメント要件を満たす人
行動援護 ※精神・知的障がい者のみ								行動関連項目等12項目の合計点数が10点以上の人
療養介護								【筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者】 区分5から 【ALS患者等で人工呼吸器装着者】 区分6から
生活介護								【施設入所支援の利用なし】 50歳未満は区分3から、50歳以上は区分2から 【施設入所支援の利用者】 50歳未満は区分4から、50歳以上は区分3から
短期入所								
重度障がい者等 包括支援 ※身体・知的(最重度)障がい者のみ								ALS、強度行動障がいなど常時介護を要する障がい者であって、意思疎通に著しい困難を有し、四肢に麻痺があり呼吸管理が必要な人
施設入所支援								50歳以上の場合は区分3から

※18歳未満の障がい児については上の表は適用されません。

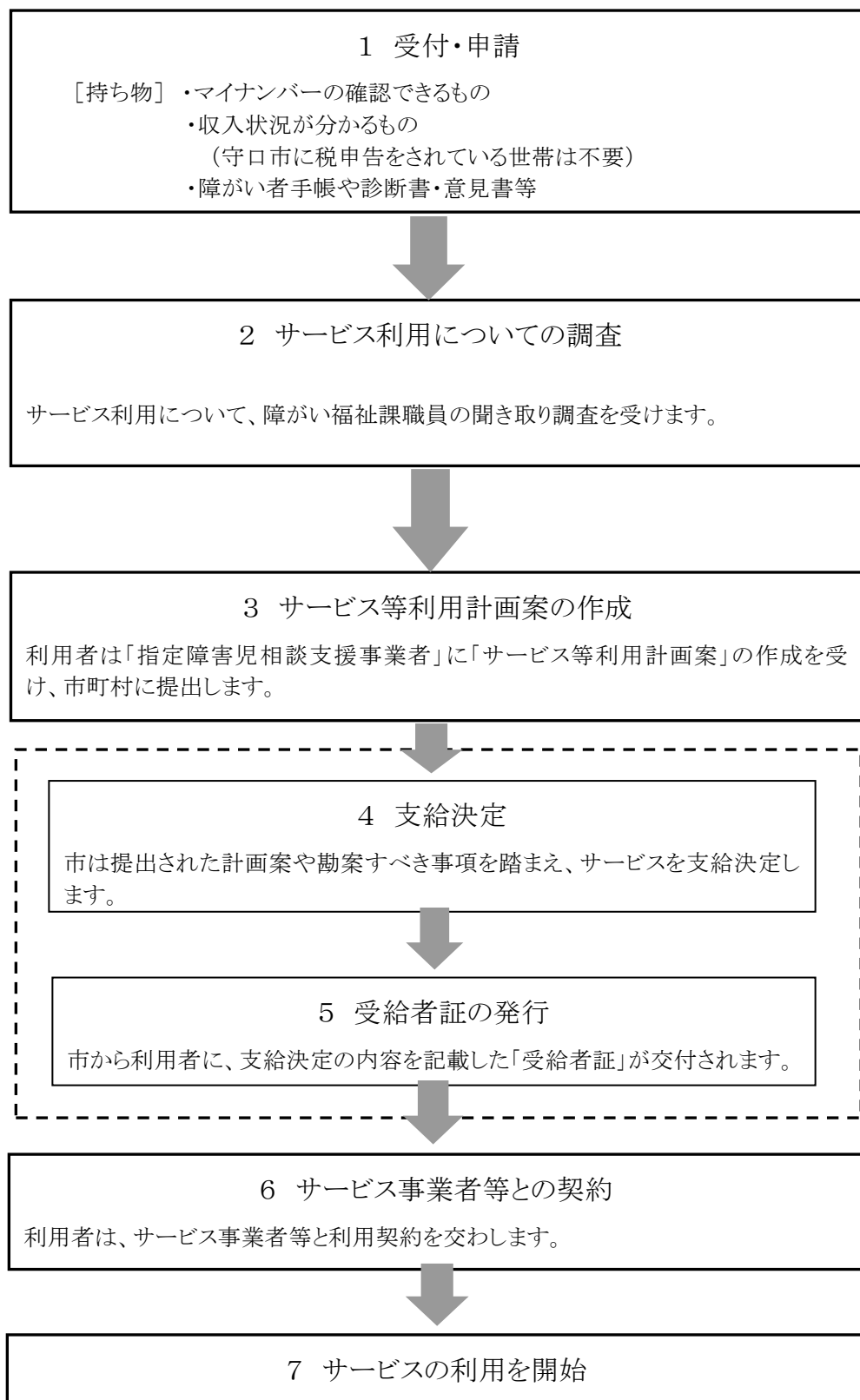
※訓練等給付、計画相談支援及び地域生活支援事業については、障がい支援区分の認定は必要ありません。

(3) サービス利用までの流れ（介護給付・訓練等給付）



※ 地域生活支援事業の利用手続きは上記とは異なります。

(4) サービス利用までの流れ（障害児通所給付費）



※ 地域生活支援事業の利用手続きは上記とは異なります。

（５） 障がい支援区分とは

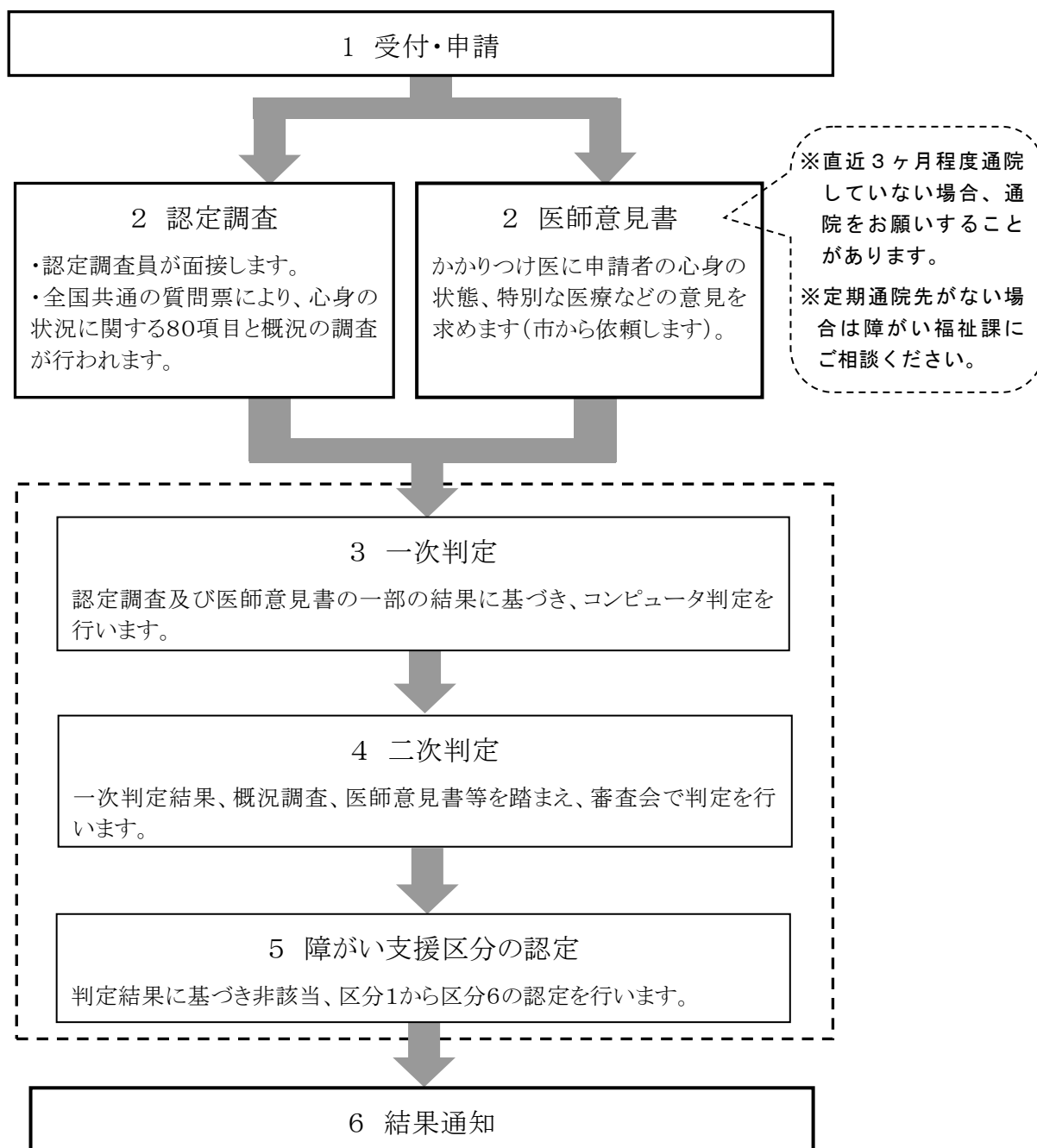
障がい支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。区分1から区分6まであり、区分6に近づくにつれて、必要とする支援の度合いが高くなります。必要とする支援の度合いに応じて、適切なサービスを利用できるように導入されています。

調査内容は以下の80項目です。

- ① 移動や動作等に関連する項目（12項目）
- ② 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）
- ③ 意思疎通等に関連する項目（6項目）
- ④ 行動障がいに関連する項目（34項目）
- ⑤ 特別な医療に関連する項目（12項目）

市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案し、認定されます。

※ 18歳未満の障がい児は、区分認定の対象外です。

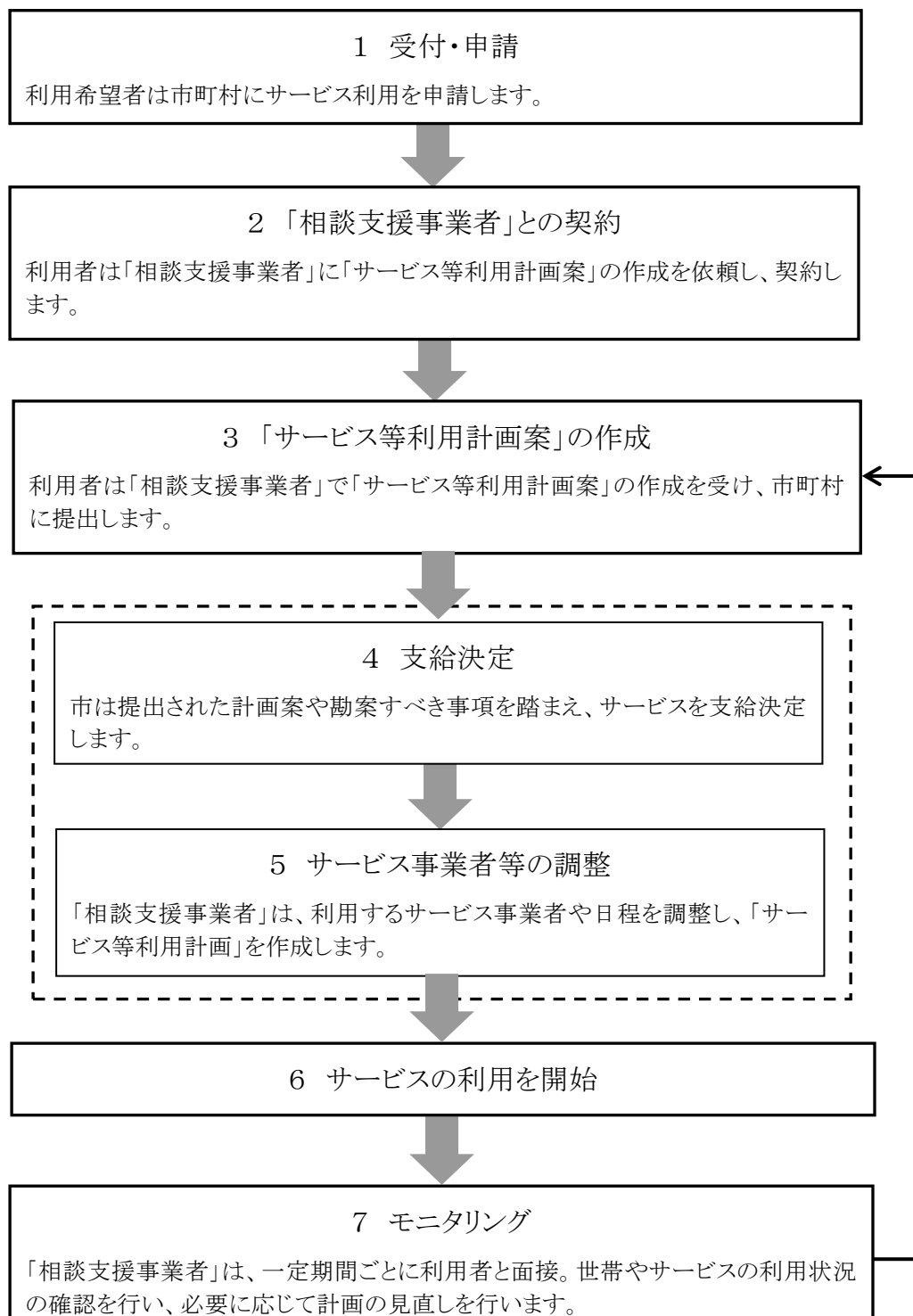


（６） 計画相談支援・障害児相談支援とは（平成２４年４月開始）

専門知識を持った相談員（指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者）が、サービス利用の手続きについて支援します。サービスを利用する際には、利用したいサービスについて記載した「サービス等利用計画案」の提出が必要です。

計画相談支援・障害児相談支援では、主に以下の支援を行います。

- ① 利用者の生活に対する意向や悩み等を聞きながら、サービス等利用計画を作成する
- ② サービス等利用計画に沿ってサービスを提供するため、サービス事業者等との連絡調整を行う
- ③ サービスが適切に提供されているか等を確認し、サービス等利用計画の定期的な見直しを行う



（７） 利用したときの費用

障がい福祉サービス及び補装具に係る利用者負担は費用の1割ですが、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて支払う費用の上限額が決められています。

① 利用者負担の上限額

障がい福祉サービス及び補装具に係る利用者負担には、所得に応じた負担の上限額が決められています。また、所得が低い場合は負担がさらに軽減されます。

サービス 種別	利用者	生活保護 世帯	市町村民税 非課税世帯 所得割・ 均等割0円	一般（市町村民税課税世帯）市町村民税所得割 ※			
				0～16万円 未満	28万円 未満	46万円 未満	46万円 以上
居宅・通所 サービス	障がい者	0円	0円	9,300円	37,200円		
	障がい児	0円	0円	4,600円		37,200円	
居住系 サービス	障がい者	0円	0円	37,200円			
	障がい児	0円	0円	9,300円	37,200円		
補装具		0円	0円	37,200円			全額自己負担

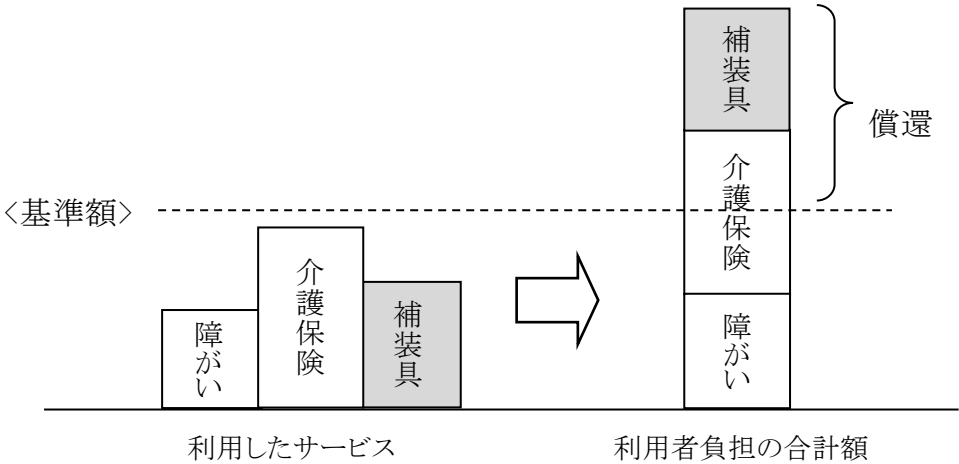
※市町村民税所得割額は、住宅借入金特別税額控除及び寄附金税額控除については、控除前の額を用います。

② 所得を判断する際の世帯の範囲

対象者	世帯の範囲
障がい者	本人・配偶者
障がい児	住民基本台帳上の世帯

世帯における負担の軽減等を図る観点から、同一の世帯に障がい福祉サービスを利用する障がい者等が複数いる場合や、障がい福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障がい者等がいる場合などにおいて、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障がい福祉サービス費等が支給されていますが、更なる負担軽減を図る観点から、補装具に係る利用者負担を加え、高額障がい福祉サービス等給付費、高額障がい児通所給付費及び高額障がい児入所給付費が支給されることになりました。利用者負担の合計額が一定の額を超える場合に、当該超える部分に相当する額が支給（償還）されます。（平成24年4月1日施行）

※同一人が障がい福祉と介護保険のサービスを利用し補装具費の支給を受けている場合のイメージ図



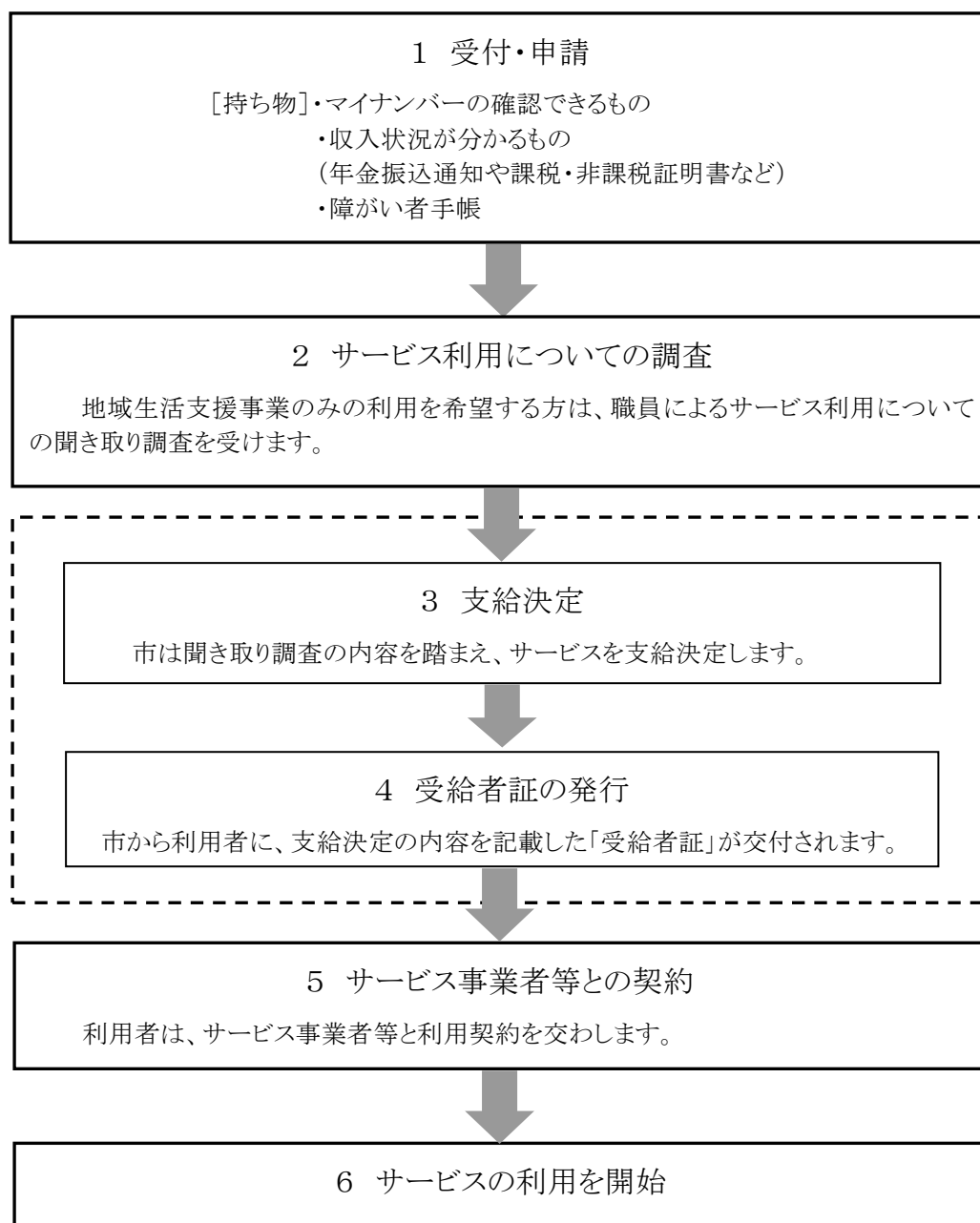
〔3〕 地域生活支援事業

（１） 事業の名称・内容等

名 称	対 象	内 容
移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣)	障がいのため外出が困難な者及び児童 ・身障手帳1・2級の全身性障がいのある人 ・単独では外出が困難な知的障がいまたは、 精神障がいのある人 ・その他上記に準じる状態	・社会生活上必要不可欠な外出 ・余暇活動等、社会参加のための外出 ・その他特に必要と認められる外出 ※日用品の買い物などには利用できません ※守口市で登録された指定居宅介護事業者で実施しています。
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣・文字通訳者派遣)	聴覚障がいまたは、音声・言語機能障がいにより手話通訳または、文字通訳を必要とする場合、手話通訳者または、文字通訳者を派遣します。	派遣内容:以下を除いた場合とします。 ・対象者が行事等を主催するとき(冠婚葬祭を除く。) ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または、暴力団員が関与するとき ・合理的配慮に基づき、手話通訳者が設置されているとき ・社会通念上不適切であると判断するとき ※大阪聴力障害者協会に委託して実施しています。
コミュニケーション支援事業 (手話電話)	聴覚障がいなどがあり、手話でコミュニケーションをとる人	自宅や外出先からお手持ちのスマートフォンやタブレットを使って、市役所への問い合わせや相談を手話で話すことができます。
障がい者緊急時手話通訳者派遣事業	聴覚障がいまたは、音声・言語機能障がいにより手話通訳を必要とする場合。	病気または、事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、救助を行う上で当該聴覚障がい者等との意思疎通を円滑にするため、緊急時手話通訳者を派遣します。
日中一時支援事業	日中において介護する家族等がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある者及び児童。	・家族の病気・就労等の事情のため、日中介護者がいない場合 ・日常的に介護している家族の一時的な休息のため等 ※指定短期入所事業者等に委託して実施しています。
障がい者自動車改造助成	自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる人で、運転免許証に運転できる自動車の種類等を限定する旨の条件を付されている人。(所得制限があります)	・1人1台限り、自動車の改造に要した費用を助成。ただし10万円を限度。 ※5年以内に本事業による補助を受けた人は該当しません。

※ 上記と同等のサービスが介護保険その他の制度から受けられる場合は、地域生活支援事業は受けられません。

(2) 地域生活支援事業の利用の流れ



※ 地域生活支援事業については、障がい支援区分の認定は必要ありません。

(3) 地域生活支援事業の利用者負担について

① 利用者負担の必要な事業と上限月額

事業名	利用者負担	利用者負担上限月額		
		生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
移動支援事業	事業に要する費用の1割(※)	0円/月	0円/月	4,000円/月
日中一時支援事業		0円/月	0円/月	4,000円/月

※ 事業ごとの負担上限月額です。

※ 上記以外の地域生活支援事業の利用料は無料です。(日常生活用具給付等事業は除く)

② 所得を判断する際の世帯の範囲

利用者	世帯の範囲
障がい者	本人・配偶者
障がい児	住民基本台帳上の世帯

③ 事業に要する費用

事業名	事業に要する費用(サービス単価)
移動支援事業	30分ごとに850円(令和4年8月利用分から「800円→850円」に改正) 移動支援に伴うガイドヘルパー分の交通費・入場料等は利用者の負担です。(ただし、食事代は除く。)
日中一時支援事業	利用時間4時間まで…2,000円 4時間以上8時間まで…4,000円 8時間以上…6,000円

【利用者負担額算定の例】

市民税課税世帯の人が、移動支援を月30時間利用の場合

$850円 \times 2 \times 30時間 = 51,000円$ …事業に要した費用

$51,000円の1割 = 5,100円$

市民税課税世帯の負担上限月額は、4,000円

→この人のこの月の利用者負担額は、4,000円

(市は、事業者に $51,000円 - 4,000円 = 47,000円$ を支払う。)

(4) 障がいのある人が利用できる施設

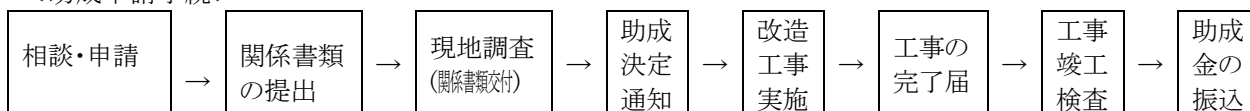
地域活動支援センター	障がいのある人	- 障がいのある人に創作的活動、生産活動の機会等日中活動の場を提供します。 - 社会との交流の促進等地域の実情に応じた事業を行います。 ※守口市では地域生活支援センターシュポールが実施しています。
自発的活動支援事業	一般就労あるいは福祉就労している障がいのある人	創作活動やレクリエーションを通して利用者の自発的な活動を支援します。 ※守口市では守口市障がい者自発的活動支援事業「ほっこる」が実施しています。

〔４〕 その他の事業

（１） 住宅改造の助成

重度の障がいのある人がいる世帯で、住宅を障がいの状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに住宅を改造(便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等)される場合にその一部を助成します。

＜助成申請手続＞



対 象 者	① 身体障がい者手帳1級、2級(下肢又は体幹の機能障がい又は3級を含む。) ② 重度知的障がい者(特に必要性が認められる場合)																
対象世帯等	上記対象者のいる世帯で次のいずれにも該当するもの ① 生計中心者が本市に1年以上居住していること ② 世帯の生計中心者の前年分(1月から6月までの間に申請する場合は、前々年分)の 所得税額が70,000円以下であること																
助成対象額	実際に改造工事に要した費用と50万円とのいずれか低い額																
助成金の額	<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>世帯の生計中心者の前年分の所得税等額</th><th>助 成 金 の 額</th></tr> <tr> <td>A</td><td>生活保護法による被保護世帯</td><td>助成対象額の全額</td></tr> <tr> <td>B</td><td>所得税及び住民税が非課税の世帯</td><td>助成対象額の全額</td></tr> <tr> <td>C</td><td>所得税が非課税で、かつ住民税が課税される世帯、 又は所得税額が40,000円以下の世帯</td><td>助成対象額の3分の2の額</td></tr> <tr> <td>D</td><td>所得税額が40,001円以上70,000円以下の世帯</td><td>助成対象額の2分の1の額</td></tr> </table>		区分	世帯の生計中心者の前年分の所得税等額	助 成 金 の 額	A	生活保護法による被保護世帯	助成対象額の全額	B	所得税及び住民税が非課税の世帯	助成対象額の全額	C	所得税が非課税で、かつ住民税が課税される世帯、 又は所得税額が40,000円以下の世帯	助成対象額の3分の2の額	D	所得税額が40,001円以上70,000円以下の世帯	助成対象額の2分の1の額
区分	世帯の生計中心者の前年分の所得税等額	助 成 金 の 額															
A	生活保護法による被保護世帯	助成対象額の全額															
B	所得税及び住民税が非課税の世帯	助成対象額の全額															
C	所得税が非課税で、かつ住民税が課税される世帯、 又は所得税額が40,000円以下の世帯	助成対象額の3分の2の額															
D	所得税額が40,001円以上70,000円以下の世帯	助成対象額の2分の1の額															
留 意 事 項	① 介護保険の給付対象者のいる世帯は、介護保険からの給付(20万円まで)が優先です。重度の障がいのある人の場合は、不足分がこの制度の対象者となります。 ② 工事施行前に、障がい福祉課へ申請し助成の決定を受けたもののみが対象になります。 必ず工事施工前にご相談ください。 ③ 申請をされる場合は、なるべく12月の最終開庁日までに申請してください。 1月以降に申請をされた場合、助成の決定が4月以降になることがあります。																
必要とするもの	(申請時) 各種手帳、工事費の見積書(2社分)、改造箇所の現況写真及び平面図、 改造予定平面図、固定資産納税通知書の写し、所有者の承諾書(借家の場合) (改造後) 工事業者請求書の写し、改造後の写真、印鑑等																
窓 口	障がい福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494																

（２） 盲ろう者通訳・介助者派遣事業

概 要	18歳以上の盲ろう者(視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人)で、身体障がい者手帳1級または2級の人に、専門の通訳・介助者を派遣します。 大阪府が下記の団体に委託して実施している事業です。 利用には、あらかじめ利用登録が必要です。
窓 口	障がい福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494

(3) 障害者（児）団体社会参加活動移動費補助金交付事業

概 要	障がいのある人や児童の社会参加を促進するため、障がい者（児）団体が行う社会見学、生活訓練等の社会参加活動に必要なバスの借上げ料等の経費の一部を補助します。
対象団体	社会参加活動実績のある市内の障がい者団体(事前に市に登録されることが必要)
補助対象	年1回(2日以内)
補 助 額	交付基準額と対象経費のいずれか少ない方の額に0.9を乗じて得た額 (ただし、燃料費、高速道路使用料、駐車料金を除く)
窓 口	障がい福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494

(4) 民間・ボランティア等による事業

① すまいるサービスセンター（有償在宅福祉サービス事業）

概 要	高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域の中で生活を続けていくためには、食事のしたくや買い物、外出介助などの援助が必要になる場合があります。これらの援助の輪を広げ、協力会員(市民)と利用会員(市民)がお互い助け合い、支えあう事業を行っています。 家事援助サービス:掃除、洗濯、食事のしたく、買い物、話し相手など 外出援助サービス:通院、散歩などで外出するときの付き添いや車いすの介助など
利 用 料	1時間750円 ※別途、利用会員としての会費（月300円）が必要です。
窓 口	守口市社会福祉協議会 すまいるサービスセンター 電話:06-6992-2715、FAX:06-6998-3201

② シルバー人材センター

概 要	シルバー人材センターの登録会員が、長年にわたり培った経験・技術を活かして有料で家事サービスを提供しています。 掃除・洗濯・買い物などの手伝い、病院への付き添いなどを行います。
利 用 料	1時間当たり、約1,080円(内容により異なります。)
窓 口	シルバー人材センター 電話:06-6998-3601、FAX:06-6998-3659 Email:moriguchi@sjc.ne.jp

③ ファクス119、メール119

概 要	ファクス119は、電話による119番通報が困難な方が緊急時にファクスを利用して通報できるシステムです。 メール119は、聴覚障がいまたは、音声・言語機能障がいのある方が救急車及び消防車の要請が必要なときに、メールを使用して通報できるシステムです。
対 象 者	メール119については、守口市・門真市に在住されている聴覚障がいまたは、音声・言語機能障がい者を有している方 ※市役所を通じて事前登録が必要です。
窓 口	ファクス119 消防本部 司令課 電話:06-6906-1122、FAX:06-6906-1127 メール119 障がい福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494

④ NET119

概 要	聴覚や発話等の障がいにより音声での緊急通報が困難な方のためのサービスです。
対 象 者	市内に在住・在学・在勤されている聴覚や発話等の障がいで音声による119通報が困難な方 ※事前に登録が必要です。申請用紙を守口市門真市消防組合消防本部で配布しております。 詳しくは下記窓口にお問合せください。
窓 口	守口市門真市消防組合 消防本部 司令課 電話:06-6906-1122 FAX:06-6906-1127 MAIL:sirei@mkfd119.jp

⑤ 電話リレーサービス

概 要	きこえない人ときこえる人を、オペレーターが手話や文字で通訳して電話をつなぐサービスです。
窓 口	一般財団法人日本財団電話リレーサービス 電話:03-6275-0910(代表) FAX:03-6275-0913 ホームページ: https://nftsr.or.jp

(5) 守口市高齢者及び重度障がい者(児)外出支援事業

概 要	公共交通機関だけでは移動が困難な寝たきり等の高齢者及び重度障がい者(児)に対して、リフト付き福祉タクシー等に乗車する際に利用できる福祉タクシー利用券を交付し、一定の運賃を助成します。
対 象 者	【高齢者】以下のすべてを満たす方 ①65歳以上の方 ②守口市内に住所を有する方 ③介護保険の要介護状態区分で、要介護状態区分が要介護1, 2又は3と認定されている方で車椅子を使用している方、もしくは 要介護4又は要介護5と認定されている方 ④寝たきり等で公共交通機関の利用が困難な方 【障がい者】以下のすべてを満たす方 ①守口市内に住所を有する方 ②身体障がい者手帳の障害種別が肢体不自由(下肢機能、体幹機能、運動機能又は移動機能障がい)であって、その等級が1級又は2級の方 ③公共交通機関の利用が困難な方
内 容	助 成 額:1回当たり1,200円(差額は自己負担となります。) ※ 片道を1回とします。 交付枚数:申請月から当該年度末までの月数×2枚計算で交付します。 ※ 利用券を紛失された場合、再発行はできません。 利用回数:年間最大24回 利用方法:当該福祉タクシー利用券を使用する際は、下記予約先での事前予約が必要です。 ※ 下記予約先以外で配車予約をされた場合、福祉タクシー利用券は使用できませんので、ご注意ください。 予 約 先:大阪福祉タクシー総合配車センター 電話:06-6268-2945、FAX:06-6268-2946 受付時間:平日午前9:00～午後5:00 土日祝は休み ※ 早朝・夜間及び土日祝日のご利用は事前にご予約ください。

必要とするもの	高齢者の要件で申請する場合 ①守口市高齢者及び重度障がい者(児)外出支援事業申請書 ②介護保険被保険者証 重度障がい者(児)の要件で申請する場合 ①守口市高齢者及び重度障がい者(児)外出支援事業申請書 ②身体障がい者手帳の写し
窓 口	高齢介護課 電話:06-6992-1610、FAX:06-6995-2011 障がい福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494

(6) 守口市視覚障がい者外出支援充実強化事業

概 要	視覚障がいのある高齢の方への外出機会拡充を図ることを目的に、タクシーの利用料金の一部を支援します。
対 象 者	市内に住所を有し、下記の要件に該当する人 ①65歳以上の方 ②身体障がい者手帳をお持ちの方で、視覚障がいの等級が単独で1級又は2級の方 ※守口市に住んでいても、守口市民でない方(他市の住民基本台帳に記載されている方)は対象外です。(他市の住民基本台帳に記載されている方) ※総合等級が1級又は2級でも視覚障害の等級が3級以下の方は対象外です。
内 容	タクシー利用券 5,000円分(500円券×10枚) ※大阪タクシー共通乗車券運慶協議会加盟のタクシーに共通して利用できます。 ※大阪府下交通圏で利用が可能であり、区域外運送のタクシー(他府県で営業しているタクシー)では利用できません。 ※タクシー利用券は、使用期限がありません。 ※未使用のタクシー利用券を現金には交換できません。 ※おつりができます。
必要とするもの	①守口市視覚障がい者外出支援タクシー利用券交付申請書 ②身体障がい者手帳の写し
窓 口	障がい福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494